

施設基準一覧

(令和8年7月1日現在)

1 基本診療料等

- ・ 電子の診療情報連携体制整備加算 1 (外来)
- ・ 電子の歯科診療情報連携体制整備加算 1
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 特定機能病院 A 入院基本料 (一般 7 対 1)
 - ・ 注 10 入院栄養管理体制加算
- ・ 特定機能病院 A 入院基本料 (結核 7 対 1)
- ・ 特定機能病院 A 入院基本料 (精神 10 対 1)
- ・ 臨床研修病院入院診療加算
- ・ 救急医療管理加算 1
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 妊産婦緊急搬送入院加算
- ・ 診療録管理体制加算 1
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1 15 対 1
- ・ 急性期看護補助体制加算 25 対 1 (5 割以上)
 - ・ 注 2 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算
 - ・ 注 3 夜間看護体制加算
 - ・ 注 4 看護補助体制充実加算 1
- ・ 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・ 電子の診療情報連携体制整備加算 (入院)
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算 1、2
- ・ 放射線治療病室管理加算 (治療用放射性同位元素による場合) (密封小線源による場合)
- ・ 緩和ケア診療加算及び注 4 に規定する個別栄養食事管理加算
- ・ 小児緩和ケア診療加算及び注 2 に規定する小児個別栄養食事管理加算
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 精神科リエゾンチーム加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算
- ・ 摂食障害入院医療管理加算
- ・ がん拠点病院加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1
 - ・ 注 2 イ医療安全対策地域連携加算 1
- ・ 感染対策向上加算 1
 - ・ 注 2 指導強化加算
 - ・ 注 3 微生物学的検査体制加算
 - ・ 注 5 抗菌薬適正使用体制加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 術後疼痛管理チーム加算

1 基本診療料等 つづき

- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 2
 - ・注 1 薬剤業務向上加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 3
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算 1
- ・入院時支援加算及び注 4 に規定する地域連携診療計画加算
- ・認知症ケア加算 2
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算
- ・精神科急性期医師配置加算 2
- ・地域医療体制確保加算 2
- ・救命救急入院料 1
 - ・注 3 救急体制充実加算 1
 - ・注 6 小児加算
 - ・注 9 早期栄養介入管理加算
 - ・注 12 広範囲熱傷管理加算
- ・救命救急入院料 2
 - ・注 3 救急体制充実加算 1
 - ・注 6 小児加算
 - ・注 12 広範囲熱傷管理加算
- ・特定集中治療室管理料 1
 - ・注 1 上限日数延長
 - ・注 2 小児加算
 - ・注 4 早期離床・リハビリテーション加算
 - ・注 5 早期栄養介入管理加算
- ・特定集中治療室管理料 2
 - ・注 2 小児加算
- ・新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
- ・総合周産期特定集中治療室管理料 1、2
- ・新生児治療回復室入院医療管理料
- ・一類感染症患者入院医療管理料
- ・小児入院医療管理料 1
 - ・注 2 保育士 2 名以上の場合
 - ・注 5 無菌治療管理加算 1、2
- ・入院時食事療養費（Ⅰ）・食堂加算

2 特掲診療料

- ・ウイルス疾患指導料の注 2 に規定する加算
- ・心臓ペースメーカー指導管理料注 2 に規定する植込型除細動器移行期加算
- ・心臓ペースメーカー指導管理料注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・高度難聴指導管理料
- ・慢性維持透析患者外来医学管理料の注 3 に掲げる腎代替療法実績加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- ・がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- ・移植後患者指導管理料（臓器移植後）
- ・移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・生殖補助医療管理料 1
- ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・下肢創傷処置管理料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・院内トリアージ実施体制加算（救急外来医学管理料注 7）
- ・救急外来医学管理料（1-イ、2-イ）
 - ・注 3 イ救急外来緊急検査対応加算 1
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・連携充実加算（外来腫瘍化学療法診療料）
- ・ニコチン依存症管理料
- ・心不全再入院予防継続管理料
- ・遺伝性疾患療養指導管理料の注 1 から注 3 までに規定する施設基準
- ・遺伝性疾患療養指導管理料の注 5 に規定する施設基準
- ・療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1
- ・がん治療連携計画策定料
- ・認知症専門診断管理料 2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・プログラム医療機器等指導管理料（高血圧症）
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・連携強化診療情報提供料
- ・医療機器安全管理料 1、2
- ・精神科退院時共同指導料 1、2
- ・歯科治療時医療管理料
- ・歯科疾患管理料の注 12 に規定する特別管理加算
- ・口腔機能実地指導料
- ・救急患者連携搬送料
- ・遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）

2 特掲診療料 つづき

- ・在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ・持続血糖測定器加算
- ・横隔神経電気刺激装置加算
- ・骨髄微小残存病変量測定
- ・BRCA1/2 遺伝子検査（腫瘍細胞を検体とするもの）
- ・BRCA1/2 遺伝子検査（血液を検体とするもの）
- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・造血器腫瘍遺伝子検査
- ・遺伝子相同組換え修復欠損検査
- ・染色体構造変異解析
- ・Y染色体微小欠失検査
- ・遺伝学的検査
- ・染色体検査の注2に規定する基準（流産検体を用いた絨毛染色体検査）
- ・先天性代謝異常症検査
- ・抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体
- ・抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ・検体検査管理加算（Ⅳ）
- ・国際標準検査管理加算
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・植込型心電図検査
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・人工膀胱検査
- ・皮下連続式グルコース測定
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・単線維筋電図
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図
- ・ロービジョン検査判断料
- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・口腔細菌定量検査
- ・咀嚼能力検査
- ・精密触覚機能検査
- ・センチネルリンパ節生検（片側）
- ・画像診断管理加算3
- ・ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）

2 特掲診療料 つづき

- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ・ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ・ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（PSMA イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- ・外傷全身CT加算
- ・大腸CT加算
- ・心臓MRI撮影加算
- ・乳房MRI撮影加算
- ・小児鎮静下MRI撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・一般名処方加算 1、2
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・投与時間閉鎖式接続器具使用加算
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算含む
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算含む
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算含む
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算含む
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算含む
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・リンパ浮腫複合的治療料
- ・療養生活継続支援加算（通院・在宅精神療法注 8）
- ・心理支援加算（通院・在宅精神療法注 9）
- ・通院・在宅精神療法注 13 の施設基準
- ・救急患者精神科継続支援料
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- ・医療保護入院等診療料
- ・多血小板血漿処置
- ・硬膜外自家血注入
- ・エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）
- ・エタノールの局所注入（副甲状腺に対するもの）
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 3 及び腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・腎代替療法診療体制充実加算
- ・人工膀胱療法
- ・一酸化窒素吸入療法（新生児の低酸素呼吸不全に対して実施するものに限る。）
- ・ストーマ合併症加算

2 特掲診療料 つづき

- ・手術用顕微鏡加算
- ・口腔粘膜処置
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）
- ・静脈奇形硬化療法（一連につき）
- ・組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- ・四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に規定する処理骨再建加算
- ・骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・人工股関節置換術（手術用支援機器を用いるもの）
- ・人工膝関節置換術（手術用支援機器を用いるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・腫瘍脊椎骨全摘術
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・脳腫瘍覚醒下マッピング加算
- ・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・脳血栓回収療法連携加算
- ・頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）
- ・脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・角結膜悪性腫瘍切除手術
- ・角膜移植術（内皮移植加算）
- ・羊膜移植術
- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- ・毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）
- ・網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・網膜再建術
- ・経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ・仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- ・人工中耳植込術
- ・人工内耳植込術
- ・植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術
- ・植込型骨導補聴器移植術
- ・植込型骨導補聴器交換術
- ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型（拡大副鼻腔手術）
- ・上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- ・内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍を含む。）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法

2 特掲診療料 つづき

- ・上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）
- ・下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）
- ・内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科）
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳がんセンチネルリンパ節加算 1）
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・気管支バルブ留置術
- ・胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除及び肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・内視鏡下筋層切開術
- ・食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る）
- ・経カテーテル大動脈弁置換術
- ・経皮的僧帽弁クリップ術
- ・経皮的三尖弁クリップ術
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・経皮的中心隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）

2 特掲診療料 つづき

- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・補助人工心臓
- ・植込型補助人工心臓（非拍動流型）
- ・腎神経焼灼術
- ・経皮的大動脈遮断術
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術 傍大動脈
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術 傍大動脈（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- ・ダメージコントロール手術
- ・腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹膜切除を伴う多臓器合併切除術
- ・内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
- ・内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- ・腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・生体部分肝移植術
- ・同種死体肝移植術
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下膵中央切除術
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・同種死体腎移植術
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）
- ・尿道狭窄グラフト再建術

2 特掲診療料 つづき

- ・精巣温存手術
- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・胎児胸腔・羊水腔シャント術
- ・胎児輸血術
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・採取精子調整管理料
- ・精子凍結保存管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術
- ・胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術）
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- ・外科医療特別確保加算
- ・輸血管理料Ⅰ
- ・貯血式自己血輸血管理体制加算
- ・コーディネート体制充実加算
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
- ・同種クリオプレシピテート作製術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・内視鏡手術用支援機器加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・歯根端切除手術の注3
- ・レーザー機器加算
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）1及び2
- ・体温調整療法2 ウォーターパッド特定加湿装置を用いる場合
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・麻酔管理料（Ⅱ）
- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射）
- ・強度変調放射線治療（IMRT）
- ・強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射）
- ・画像誘導放射線治療加算（IGRT）

2 特掲診療料 つづき

- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・画像誘導密封小線源治療加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- ・デジタル病理画像による病理診断
- ・病理診断管理加算 2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・無菌的分割製剤作成加算
- ・国際標準病理診断管理加算
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・看護職員処遇改善評価料 6 9
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・入院ベースアップ評価料 1 6 0
- ・歯科技工所ベースアップ支援料